

1 基本理念

共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖

鳥栖市で暮らす全ての人が、地域での支えあいを基本として、いきいきと安心した生活を送り、幸せを実感できるまちづくりを目指します。

2 基本目標

- (1) 安心安全に暮らす ～誰もが安心安全に暮らす～
- (2) みんなが参加する ～市民一人ひとりが参加する～
- (3) 地域で支えあう ～必要なサービスを受けられる～

3 事業推進の方向

(1) 重点事業

① 福祉総合相談事業(心配ごと相談事業)の拡充

制度の狭間で公的なサービスに繋がらない課題や世帯の中で複合化した課題が生じ、それらへの対応が必要となっています。

このことから重層的な支援体制を構築するため、常設の総合的な相談窓口を設置し、相談を受けると同時に、支援機関の役割分担や課題の整理など分野を超えた支援機関の連携と協働を促します。また、制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発していくことで継続的な伴走型支援を行います。

② 生活支援体制整備事業の推進

本事業は、住民主体の支え合い活動を推進し、民間企業やNPO、ボランティア等と連携しながら地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることを目的としています。

昨年度から開始した「地域支え合い車両貸出事業」は、高齢者の日常生活のための買い物を目的とした移送支援活動として実施していますが、さらなる地域ニーズの集約に努め、事業の充実を図ります。

また、生活支援ボランティア（運転ボランティア等）について話し合う場を定期的に関き、地域福祉活動の活性化に取り組みます。

③ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化

令和2年3月から令和4年9月まで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少や失業した方等を対象とした緊急小口資金等の特例貸付が実施され、令和5年1月から償還が開始されています。

償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方等、特に支援が必要な方に対して、連絡、訪問をするとともに関係機関と連携しながら、今後の生活再建に向けたフォローアップ支援を実施します。

④ ひきこもり支援事業の推進

ひきこもり状態にある方やその家族等が身近なところで相談できる環境を整備し、必要な支援に繋がるよう関係機関との連携を図ります。

また、ひきこもり及び不登校の当事者・家族・支援者が繋がる場をつくるため、佐賀県社会福祉協議会と共催し講演会・イベントを開催します。

さらに、家族交流会を開催し、ひきこもり状態にある方やその家族の声を聴きながら事業を進めていきます。

加えて、ひきこもり状態にある方や家族が安心して過ごせる「居場所」を提供します。

⑤ 防災意識の向上

災害への備えとして、各種団体へ日本赤十字社が開催する災害関係の講習会の実施を働きかけます。

また、災害ボランティアセンターの設置・運営についての調査・研究を行い、鳥栖市災害ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、災害ボランティア連携・協力に関する協定に則り、鳥栖市やとす市民活動ネットワーク等と定期的な連携会議を実施することで連携・協力体制を強化し、災害時に迅速・的確な対応ができるよう努めます。

さらに、佐賀県社会福祉協議会が設置した資機材ストックヤードの利活用や近隣被災地等での災害ボランティアセンター運営への職員派遣要請に対応する等、災害支援活動へ積極的に協力します。

(2) 法人運営事業、地域福祉活動の推進、受託事業の実施

《法人運営事業》

社会福祉協議会は、広く社会福祉に関する活動に関わりのある方の参加により、地域福祉の増進を図ることを目的とする法人です。このようなことから、地域に開かれた組織の運営及び業務の執行に努め、市民から信頼される事業展開や財政運営に取り組みます。

また、効果的、かつ効率的な事業運営を図るため、事務事業の見直し・改善及び財政基盤の強化に努めます。

主な取り組み	取り組みの内容
1. 地域に開かれた法人運営	理事・評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。
2. 事務事業の見直し・改善	中長期的な事業目標を設定のうえ、進捗状況を管理し、見直し改善を図る。
3. 財政基盤の強化	将来的な展望に立った財政確保の方策として社協会費制度の周知を図るとともに、資金の効果的活用や経費の節減及び合理化を推進する。
4. 事務局の適正な運営	監査及び諸規程の遵守等により、適正な業務執行を確保する。
5. 苦情解決体制の整備	利用者等からの苦情を公正かつ、円滑・円満に解決し、利用者の権利を擁護するとともに、社会性や客観性を確保し、事業者の信頼と適正化の確保を図る。

《地域福祉活動事業》

住民参加や協働による福祉活動の支援や福祉のまちづくりを展開していくために、あらゆる組織と連携を図りながら地域福祉を推進します。その活動を具体化するために社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域福祉活動計画に基づきながら、住民ニーズに即した効果的な事業活動に努めます。

(一般福祉事業)

事業	取り組みの内容
1. 歳末たすけあい配分金事業	(1)年末買い物支援活動助成事業を通じて町区で実施される買い物支援活動を推進する。 (2)地区社会福祉協議会歳末福祉事業に助成し、地域福祉を推進する。 (3)鳥栖市ボランティア連絡協議会に所属するボランティア団体が実施する歳末福祉事業に助成し、地域福

	祉を推進する。 (4)交通遺児世帯の支援として見舞金を支給する。 (5)年末緊急食料支援としてフードバンク事業を拡充する。
2. 被災（住宅火災・水害）世帯への支援	日本赤十字社佐賀県支部と連携し、被災世帯に対して見舞金・毛布・日用品等の物資を支給する。
3. フードバンク事業	行政職員等と連携しながら食を通じたアウトリーチ支援を行うことで要支援者と円滑な関係を構築し、初期相談から継続した支援につなぐツールの一つとする。
4. 福祉総合相談事業(心配ごと相談事業)	(1)地域で潜在化しやすい生活のしづらさを抱えている方のニーズを把握し、他機関と連携して丁寧な総合的相談及び支援を行う。 (2)複合的な課題や狭間の問題を抱えた困難ケースに対し、支援機関の役割分担や課題の整理を行い、分野を超えた支援機関の連携と協働を促す。 (3)制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発し、継続的な伴走型支援を行う。

(ふれあいのまちづくり事業)

事業	取り組みの内容
1. 地区社会福祉協議会事業の推進	(1)高齢者等が住み慣れた地域で生き活きと過ごすことができるように地域住民の協力のもと、楽しみや生きがいを見出し、心身の健康維持に繋げ、地域の繋がりづくりを行う。 (2)地区社会福祉協議会が行う地域の特性を活かした福祉活動を支援する。
2. 地区社協コーディネーターの配置	(1)地区社協コーディネーターを配置し、地区社協と協働して地域福祉事業を推進する。 (2)隔月（奇数月）に開催し、8地区で実施する事業等の情報共有を行う。 (3)先進地の視察を行い、本会職員及び地区社協コーディネーターの資質向上に努める。
3. ふれあい・いきいきサロンの推進	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、気軽に集える場づくりを支援する。地域住民の協力のもと、交流を深め、高齢者等がひきこもりや寝たきりにならないように、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。
4. 日本赤十字社各種講習会の推進	防災や救急法の知識や技術を習得するための講習会開催を推進する。

(ボランティア事業)

事業	取り組みの内容
1. ボランティアセンターの運営	ボランティアの活性化を進め、ボランティアを必要とする方とボランティアをする方のマッチングを行う。
2. ふれあいスクールの開催	小学校高学年、中学生を対象に、3日間の「ふれあいスクール」を開催し、体験や学習を通して「福祉」について考え、福祉活動への興味や関心を高める。また相手の気持ちを理解し、思いやりの心を育てる。
3. 福祉講座の開催	(1)美味しいコーヒーの淹れ方講座を通じて社会参加を促進し、地域福祉事業に繋げる。 (2)鳥栖市ボランティア連絡協議会と協働で講座を開催し、ボランティア活動の活性化に努める。
4. 災害ボランティア登録の推進及びセンターの体制整備	(1)災害ボランティア活動の連携支援に関する協定(鳥栖市・とす市民活動ネットワーク・本会)に基づき、平常時から関係機関での連携を強化する。 (2)災害ボランティアの登録及び登録者への講習会の実施、またセンターの運営について調査研究を行う。
5. ふれあい通信の配布	隔月(奇数月)に高齢者世帯等に情報紙を配布することで見守り活動等を強化する。
6. ボランティア活動保険等の事務	安心してボランティア活動が行える環境を整備するため、ボランティア活動保険等の加入手続きや事故が発生した際の手続きを行う。
7. 鳥栖市ボランティア連絡協議会及び所属団体への助成	各団体の自立促進と地域福祉の充実を図るため、広く市民が参加できる講演会や講座などの啓発事業に対して助成を行う。
8. 鳥栖市ボランティア連絡協議会との協働視察研修	先進地の視察を行い、本会職員及び鳥栖市ボランティア連絡協議会会員の資質向上に努める。

(福祉バス運営事業)

事業	取り組みの内容
1. 福祉バスの貸与	社会福祉関係者・団体及びボランティア団体の研修やボランティア活動等の移動支援を行う。

(地域子育て支援拠点事業)

事業	取り組みの内容
1. 子育て支援センター事業	(1)子育て中の親子が気軽に集い、総合交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。 (2)両親等が共に参加しやすくなるように休日に育児参加促進に関する取り組みとしてパパっこクラブ、親子あそび等を実施する。 (3)地域の子育て力を高める取り組みとして、学生ボランティアの日常的な受け入れを実施する。

(共同募金配分金事業)

事業	取り組みの内容
1. 地域支え合い車両貸出事業	移動が困難な高齢者等に対し、日常生活のための外出を支援するため、自治会等に車両を貸与する。
2. 社会福祉事業功労者表彰式の開催	永年にわたり、社会福祉の向上に功績のあった団体・個人を表彰し、感謝の意を表する。
3. 広報活動の充実	社協だより・ホームページ・Instagram等を通じて福祉活動及び本会の取り組みについて分かりやすい情報発信を行う。
4. 福祉団体等助成金交付事業	福祉団体等の自立促進と地域福祉の充実を図るため、広く市民が参加できる講演会や講座などの啓発事業に対して助成を行う。
5. 一人暮らし高齢者(65歳以上)会食会助成事業	高齢者相互の交流親睦を深め、高齢者福祉の向上を図るため、自治会に対して助成する。
6. 共同募金活動の推進	募金活動支援団体等に対し、活動推進費を交付する。
7. ひきこもり支援事業	(1)ひきこもり及び不登校に関する相談支援を行う。 (2)居場所や交流会など、ひきこもりの状態にある方やその家族が安心して集い交流できる場を提供する。 (3)ひきこもり及び不登校の当事者・家族・支援者がつながる場をつくるため、佐賀県社会福祉協議会と共催し講演会・イベントを開催する。
8. 安心・安全なまちづくり支援事業	地域の安心・安全なまちづくりや防災対策、子どもの健全育成の取り組みを支援する。
9. 福祉教育推進事業	市内小・中・高校に対して、学校と協力し、福祉教育の支援を行い、福祉教育を通して、児童及び生徒の思いやりの心、相手を理解しようとする心を育む。

《社協資金貸付事業》

相談者の生活状況を把握することにより適切な情報提供を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が行えるように援助します。

事業	取り組みの内容
1. 貸付事業の相談支援	(1)生活困窮世帯への貸付を行うことにより、住民の安心に繋げる。 (2)貸付事業の相談をきっかけとし、必要に応じて他機関と連携して総合的相談及び支援を行う。

《佐賀県社会福祉協議会受託事業》

(生活福祉資金貸付事業)

目的
低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。なお、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施する。
主な取り組み
(1)生活福祉資金の相談を受け付け、生活状況等の確認を行い、佐賀県社会福祉協議会に申請する書類作成の支援を行う。 (2)生活福祉資金の相談をきっかけとし、必要に応じて他機関と連携して総合的相談及び支援を行う。 (3)生活福祉資金の借受人へ必要に応じてフードバンク事業、就労支援、関係機関への繋ぎを行う。 (4)緊急小口資金等の特例貸付の償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方等、特に支援が必要な方に対して、連絡、訪問をするとともに関係機関と連携しながら、今後の生活再建に向けたフォローアップ支援を行う。 (5)緊急小口資金等の特例貸付の借受人へ償還免除申請及び償還猶予申請の支援を行う。

(福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業)

目的
高齢や障害により、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ることを目的とする。
主な取り組み
1. 受付相談 2. 利用契約締結の判定に関する調査 3. 支援計画の策定・再評価 4. 利用料等の徴収 5. 上記の業務に係る職員等（専門員・生活支援員）の配置と利用契約（支援計画）に基づく利用者に対するサービスの提供 6. その他、利用契約に定める必要な事務

《市受託事業》

(ふれあいネットワーク事業)

目的
在宅の一人暮らしの高齢者等の生活状況を把握するとともに、当該高齢者等の孤独感を解消するため、住民相互のネットワークを整備し、もって市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。
主な取り組み
1. ネットワーク活動協力会(以下「協力員」)の確保 2. 協力員を通じ高齢者等の生活及び健康状態を観察し、健康状態等に異常があった場合など必要に応じ家族、担当民生員・児童委員、区長、本会等の関係機関に連絡する。

(ふまねっと運動事業)

目的
介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号の規定に基づき、65歳以上の高齢者に対して、ふまねっと運動を実施する。これにより高齢者の歩行状態や身体バランス機能、注意分割能力の改善を図り、要介護状態になることや認知機能の低下を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
主な取り組み
1. 事業のカリキュラム、運動メニュー等の内容を工夫し、参加者が意欲的に取り組めるよう分かりやすい説明や楽しんで参加できる要素を取り入れる。

2. 基本チェックリストまたは後期高齢者の質問等を実施し、教室参加前後での評価を行う。
3. 必要に応じてふまねっとサポーター養成講座や勉強会を開催する。
4. 地域での活動を促進するため、ふまねっとサポーターと連携して地域活動支援を行う。

(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

目的
本事業は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の充実、 時間外対応やオンライン対応による相談へのアクセス向上等の実施により、社会参加に向けた、より丁寧な支援を必要とする者への支援の強化を目的とする。
主な取り組み
1. 対象者、相談者に対して電話及びメールで相談ごとを受け止め、また、直接対面するなど、継続的な関りを持つために信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。 2. 関係機関との各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを集約する。

(生活支援体制整備事業(第1層))

目的
日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。
主な取り組み
1. 第1層(市内全域)コーディネーターの配置 2. 既存の地域資源の把握及び新たな資源開発(地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等) 3. ネットワーク構築(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等) 4. ニーズと取り組みのマッチング 5. 第1層協議体の運営 6. 第2層(日常生活圏域)コーディネーターとの連携及び支援 7. 第2層協議体の運営及び活動に関する支援 8. その他生活支援体制整備のために必要な業務

(身体障害者福祉センター運営事業)

目的
身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
主な取り組み
在宅の障害者の福祉の向上のため、機能回復訓練、各種講座及び相談等を実施し、自立支援と生きがいづくりの場を提供する。

(児童センター運営事業)

目的
1 8歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とする。
主な取り組み
1. 幼児フリールーム、3歳のひろば、幼児向けイベント等の幼児向け事業を実施し、親子ふれあいの場を提供する。 2. 子育て支援講習会等の保護者・支援者向け事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図る。 3. 出張児童センター等のアウトリーチ事業を実施する。 4. 夏休み教室、春休み教室等の小学生向け事業を実施し、社会適応能力を高め、児童生徒の健全育成を図る。 5. 自習室開放、将棋教室の小中高生向け事業を実施し、小中高生の交流の場の提供及び個別の才能を伸ばす。

(ボランティア団体等の社会福祉会館使用)

目的
社会福祉会館で行う事業に係る福祉団体やボランティア団体等を支援することを目的とする。
主な取り組み
ボランティア団体等の活動拠点として、また、研修や定例会等のコミュニケーションの場として、身体障害者福祉センター及び児童センターの運営に支障のない範囲・時間で会館施設を提供する。

(ファミリー・サポート・センター運営事業)

目的
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことを目的とする。
主な取り組み
1. 児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者のマッチングを行う。 2. 公共施設において、市が主催、共催または、講演する講演会や研修会、子育てサークル活動等に対して集団託児活動を行う。 3. 会員養成講座、フォローアップ講座、会員交流会、ふぁみふぁみサークル(無料託児体験)を開催する。

4 日本赤十字社事業の推進について

鳥栖市における日本赤十字社事業を推進するため、次のことに取り組みます。

(1) 日本赤十字社事業（日本赤十字社佐賀県支部鳥栖市地区）

- ① 会員及び協力会員（会費）の募集
- ② 講習会（救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）開催の推進
- ③ 被災（住宅火災・自然災害）世帯への支援（見舞金、見舞品の交付）
- ④ 災害義援金、海外救援金の募集